

令和4年第3回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和4年6月7日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月7日午前9時5分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長 西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長 巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長 川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長 松 本 光 弘</p> <p>住 民 生 活 課 長 浅 井 利 育</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 岡 田 康 裕</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 浦 井 久 嘉</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 藤 本 佳 利</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について</p> <p>議案第35号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例 について</p> <p>議案第36号 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について</p> <p>議案第37号 令和4年度平群町一般会計補正予算（第2 号）について</p>

町長提出議案 の題目	同意第 2号 公平委員会委員の選任に同意を求めること について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 2番 長 良 俊 一 4番 井 戸 太 郎

令和 4 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 4 年 6 月 7 日 (火)

午前 9 時開議

- | | | |
|-------|-----------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 3 4 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 3 5 号 | 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 3 6 号 | 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 3 7 号 | 令和 4 年度平群町一般会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 8 | 同意第 2 号 | 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて |

開 会 （午前 9時05分）

○議 長

皆様、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和4年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たり、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、改めましておはようございます。6月定例会開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第3回定例会の開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

6月に入り、木々の緑が日ごとに色を深めていく季節を迎え、道行く人々の装いにも夏の気配が感じられるようになりました。気象庁が発表した向こう3か月の予報によりますと、平均気温が平年より高く、晴れた日は気温が上昇し、熱中症に注意が必要で、降水量についても、平年並みかやや多いとされています。

さて、2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻してから100日が過ぎました。ウクライナ各地で激化している戦闘により、多くの市民が緊張と不安の中で過ごしております。既に、子どもを含む多数の市民の死傷者が報告され、市民生活にも不可欠なインフラにも被害が出ております。また、この軍事侵攻による長期化により、世界の人々の生活や経済にも大きな影響が出ております。穀物を含めた食料の供給不足、そして原油や天然ガスなどのエネルギー問題が顕著化しています。この軍事侵攻が早期に収束し、ウクライナが一日でも早く平和になるよう願っております。

続いて、新型コロナウイルス感染症についてであります。

国内発生から2年以上が経過し、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、今年1月から続いておりますオミクロン株の出現により、第6波の感染者数も急増いたしました。現在、感染者につきましても減少傾向にありますが、平群町におきましては、毎日感染者の報告がされております。昨日まで、1,172名の感染者が報告をされております。

5月の状況におきましては、107名の感染者に対し、60歳以上が10名、

全体の 9.3%、30歳代から50歳代が35名、32.7%、20歳代以下が62名、58%となっております。特に、10歳代が15名、14%、10歳未満が32名で30%で、子ども全体の感染者が全体の44%と最も多くなってきております。

ワクチンの接種状況につきましては、3回目の接種率が81%となっております。4回目のワクチン接種につきましては、60歳以上、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他のリスクが高いと医師が認める方を対象に、3回目接種から5か月以上経過後に接種を受けていただけるよう準備を進めております。対象者の方には6月中旬から順次接種券を発送してまいります。18歳以上60歳未満の方々には案内通知を発送してまいります。集団接種につきましては、7月16日から接種できるよう進めております。

次に、令和3年度決算状況について御報告申し上げます。

5月末の令和3年度の出納閉鎖の結果、令和3年度一般会計の決算は、実質収支で約4億円の黒字となりました。単年度収支では1億9,300万円の黒字で、実質単年度収支は約5億9,400万円の黒字となりました。特別会計、水道事業会計、下水道会計についてですが、各会計とも実質収支は黒字か収支同額となりました。国民健康保険特別会計では、実質収支が約1億9,100万円、実質単年度収支は6,100万円となりました。介護保険特別会計では、実質収支はゼロ円、実質単年度収支は約2,000万円の赤字決算となりました。今後、決算内容を分析し、9月議会において詳細な説明を申し上げるところでございます。

さて、本定例会では、条例の一部改正が3件、一般会計補正予算、同意案件1件、計5件の審議をお願いをしております。

いずれも慎重審議いただきまして、原案のとおり可決、同意賜りますようお願い申し上げます。招集に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により2番、長良議員、4番、井戸議員を指名いたします。本定例会会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月17日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの11日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

6月7日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りについては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

6月14日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月15日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月17日（金） 本会議（最終日） 午後2時から

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

5月26日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（馬本隆夫）

それでは、報告をさせていただきます。

去る5月26日木曜日午前10時より議会運営委員会を開催をいたしました。案件につきましては、本日から始まりました第3回定例会の議会運営についてであります。また、今年度の先進地視察実施について協議もいたしました。新

型コロナウイルスの動向を踏まえて判断することに決定をいたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告といたします。

○議長

次に、令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

次に、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、令和4年度一般会計、予備費の執行状況について御報告を申し上げます。

5月31日でございます。平群小学校において、非常用放送設備の電源基盤の故障に伴って、緊急時対応のため、修繕が必要となることから、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、事業費の修繕料に25万9,000円を充用いたしております。

予備費の当初予算額が1,104万5,000円でございますので、今回、25万9,000円執行していますので、残額については1,078万6,000円ということになります。

以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第34号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

去年から、職員組合とずっと交渉しているということで、そういう報告は聞いてましたので、出たということは、職員組合と合意ができたということだと

思うんですが、どのような話し合いをされて、これまで拒否してた組合のほうがここに至って合意したというのはどういうことからなのか。理事者側としては当然交渉されてるわけですから、理事者側からの立場で結構ですから、その点、どうなったのかを説明していただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えいたします。

組合側との交渉の経緯というところでございます。

組合側との交渉につきましては、令和3年4月から、組合側と約1年間、12回にわたり、交渉をしております。内容につきましては、現在の財政状況に関する質問が33項目ほどありまして、その質問について、財政当局から説明または説明会を開きながら交渉を続けてまいりました。交渉期間については1年間ということで、コロナ禍で時間制限もあったんですけれども、長くなりまして、12回ということでしたが、組合側も一定の理解を得ながら、先般4月28日に合意に至った状況でございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

いやいや、経過は分かるんですけど、これまで拒否してたのに、最後、合意になったというのがね、何か決定的な、例えばですね、ほかのちょっと条件が違うのがあったとか、そういうことがあったんですかということも含めて、なぜ今になって合意したのかというのを聞いてるんですけど。

理事者側から見て、こういうことがあったから合意になったというのがあれば出してほしい、説明してほしいということで今質問したんですけどね。

○議長

総務部長。

○総務部長

なぜ今に至ったかということでございます。

組合側としては、当初、反対というわけではなかったので、ただ、財政健全化計画はどのようなものか、その辺を勉強したいということで、時間がかかっておりました。最終的には、子どもの看護休暇拡充ということで、一定その方向も受ける形で合意に至っております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

分かりました。根負けしたんかな。まあええわ。

あとですね、もちろん、管理職の場合、昨年から5%、6%のカットがされてます。そこで聞きたいんですが、今回、一般職のカットで、今年度は9か月分ですよ、7月から。来年度は、今の予定では1年間丸々ということで、その金額が幾らになるのか。要するに、減額になる金額、総額でいいですから。

それと、管理職も含めた、今回4%、5%、6%とこうなるわけですから、年間で換算して、今年度の予算上でもいいですし、昨年度の決算上でもいいです、今年度の予算上でいいですけども、それで、削減総額が幾らになるのか。

同時に、昨年度の管理職の給与カットの、それによる支出減が幾らだったのか、その点も含めて、数字全部言っていただけますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

ただいまの一般職の給与の影響額ということでございます。

令和4年度は全体でよろしいですね。144名ということで、2,100万円、令和5年度で3,200万円、合わせて5,300万円ということになってます。あと、全体の方でございまして、全体としましては、令和4年度は約3,900万円、5年度は約5,000万円となっております。

昨年度の管理職の影響額、給料としましては、実際下がってるんですけども、実際、共済負担金も下がる関係もありますので、その共済を含めた額で言いますと、管理職は45名いるんですけども、約2,100万円と、これが3年間続く予定でございまして。

以上でございまして。

○議 長

山口議員。

○7 番

分かりました。でも今、管理職、昨年45人で2,100万円。ほんで、今年度9か月で144人の一般職員で2,100万円。そんなにこれ、人数大分違う、12か月と9か月で6月のボーナスが関係してくるから、それもありますけど、何かちょっとバランス合わんような気がするんですけど、まあいいです。

言いたいのは、この金、年間で来年度1年間丸々やって、全職員の給与カッ

トで5,000万ということでしたけど、過去ですね、中筋町長の時代からですから、もう何年になりますか。だから、平成16年ぐらいから給与カット、最初は管理職手当のカットからでしたけど、その後、私議員になってから、もう今年20年目ですから、だから18年か17年ぐらいは、その間のほとんど、何年か、なしのときもありましたけど、職員の給与でカットしてるんですよ。

ほんで、岩崎町長のときだったと思いますが、もう次からはしないというような約束もどっかでされたのに、また今度、西脇町長になってこういうふうに昨年度から管理職の給与をカットすると。その辺についてね、本当にもう、財政大変になったらとにかく職員の給料をカットするののかというやり方がね、果たしてどうなんですか、町長。そんな一番安易な方法を取って本当にいいのかというふうに思うんですけどね。その辺に対して、今後どう、もう来年、じゃあまた財政大変になったら継続するとかね、そんな話になるのかどうか。特に、職員組合のほうは拒否すればすぐできませんけども、管理職は有無を言わずやってるわけでしょう。反対も何も言わないから反対してないということをやったと思いますけど、そんなことが本当に平群町の行政運営にとっていいのか。その点、実際どう考えておられますか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問に答えさせていただきます。

総務部長が答弁したとおり、12回の交渉という形でやってまいりました。そのうちに、職員組合では、夕張市長を招いて財政についてのお話もしていただきました。そして、平群町の今、財政が置かれている状況についても理解いただいたと思っております。職員の生活給でもあり、心苦しく思っております。理解いただいた職員に対しては感謝いたしたいと思っております。

また、6,000万近くの影響額が出ます。これについては、将来の負担を下げるための減債基金というか、繰上償還等に充当して、将来の負担を軽減してまいりたいというふうに思っております。

○議 長

山口議員。

○7 番

いやいや、だから違いますやんか。こんなやり方がいいと思ってるんですかという。財政大変やから仕方がないやんって、そんなん行政と違うし、そんなんやったら誰がやったってできるじゃないですかと前からいつも言ってるわけですよ。だから、極力そうならないようにどうするかでしょう。県からもちろ

ん重症警報出されたからどうのこうのと言いますけどね、さっき町長の挨拶の中で、昨年度の決算、5月31日に出納閉鎖になってですね、単年度収支、5億何ぼと言いましたよね、実質単年度収支がね。去年なんて、そんだけ金余ったということじゃないですか、要するに。財政大変、最近町長一番おっしゃるのは、将来負担がとにかくすごいから、夕張の次に悪いんだと。いや、それは数字としてはそうです、百五十何億もあったわけですから。でも、それもどんどん下がってきて、当然借金をせずに、借金は毎年決まった額を返すと。昨年度については、3億近くも繰上償還したわけですから、当然減っていきます。ただ、減らすと同時にですね、バランスよく住民生活を守るとかいうふうにしていかないと、そのためのマンパワーが職員の給料ですから、そのバランスも考えないとね、あまりにもね。

それと、下げ方のパーセントも高いんですよ、平群は。よそなんか、1%とか2%なんてのはたくさんありますけども、平群町はもう初めから5%とかでしょう、職員で4%。これ、要するに、年間全部、管理職も含めたら大体190人ですよ。190人で5,000万ですよ。ということは、平均1人25万以上、年間、給料カットですよ。だから、そこを、そんなもん、若い職員と言っても、給料高い人もいろいろ平均してやけども、25万といたらごっついですよ、これ。だから、そんだけ給料を下げて、これも、これまでも何回もやってるわけだから、そんなことをやるというので、この職員と合意したんだったら、例えば、今回でも提案するんだったらですよ、管理職の今6%、5%を2%ずつ例えば下げて、職員も2%にするとか、そういうやり方もあったわけですよ。

今、財政が、当局の努力でですね、昨年度の決算状況がそんなにいいんだったら、ちょっとはそういうふうにするとかね、そういうことで職員も協力的になるだろうし、仕事にもやる気出てくるわけですよ。もう初めから去年決めた4%、そのままずっと交渉して、もうそれでいくんだというようなやり方はいかかかと、このことは意見として申し上げておきますけど。どっちにしても、悪循環の元ですからね、このことはしっかり考えていただきたいということは指摘しておきます。答弁はええです。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○12番

今回は、一般職の職員さんの給料の4%減額の話やねんけど、今話あったように、管理職、これ3年間でね、町長も計算されてると思うけど、1人3年間で管理職の人、幾らの減額になるか御存じですか。僕、計算しましたよ。3年

間で1人140万円。管理職の方、140万円が減額されるわけです。これ、生活給やからね、もちろん。一般職の方も生活給、みんな一緒ですからね。一般職の方、144人、これ1年9か月で四十二、三万、40万円そこそこになります。

何が言いたいかといったら、管理職の方、これ忘れがちやけど、一般職の方の3. 数倍を要するに負担していただいているな、減額していただいているなということ、僕は今日この席で言いたかった。今後、非常に厳しい財政、今140億、150億の起債云々の話もあるけども、皆さん生活給でございますので、管理職は部長と課長、6%かな、主幹5%、たしかそんだけ減額されてるはずですよ。だから、今後もね、町長、僕の言いたいのはね、一般職の方に合意していただいたことについては私は感謝してます。けれども、管理職の方も生活給でございますので、今後よう考えていただいて理解もしていただきたいというふうに、町長思っておりますので、その点どうですか。

○議長

町長。

○町長

馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、管理職については、1人当たり大体150万、総額で150万というような形で減額となります。職員についても四十何万というような形になります。本当に財政厳しい中で、何とか健全化したいという形で管理職の皆さんにもお願いし、職員組合に対しても12回の交渉を重ねてまいりました。それに対しまして、本当に職員の生活給というのはもう重々承知しております。職員の皆さん方には本当に感謝をしているところでございます。

今後、文化センターの起債の償還が令和7年度から始まり、数年間、起債の償還のピークを迎えることとなります。また、公共施設も老朽化しております。これについても、多額の財政出動が予想される中で、何とか引き続き財政の健全化を図っていききたいという形で、職員の皆さんには十分感謝をしていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口議員。

○ 7 番

労働組合が合意してますので、反対ということではないんですが、先ほどもちょっと意見述べましたけどもね、財政が厳しい厳しいということなんですが、昨年度の決算状況を見るとね、確かに借金がたくさんあって、それが137億、地方債残高になるというふうに聞いてますし、それは分かるんです。しかしね、先ほども言いましたように、バランスを考えれば、平群町は今年度、今年3月31日の令和3年度決算状況だけを見ればね、一般会計で見ればですよ、これまで基金がほとんどなかったのがですね、基金としてではないですが、実質収支と基金を合わせればですね、これ基金4億6,519万8,000円となっておりますけども、これが全部そのまま、今のところは残るということですから、これとですね、それと実質収支が4億とおっしゃいました。8億6,000万、今金が残ってるということになるんですよ。これまで、岩崎町長の時代で一番たくさん金が残ったのが6億ちょっとだったと思うんです。財政が黒字になって5年ぐらい続いて黒字になって、そのときはまだ駅周もやりましたし、文化センターの建設も考えていた時期だと思うんですが、その後またそういう事業があったもんですから、下がっていくんですけどもね。

そういう全体的に今の財政状況をバランス的に見ればね、確かに借金の多い問題はあって、将来負担比率は高いけれども、全体として見ればね、そんなにもう財政が大変大変という状況とはね、私は思わない。思わないというか、普通に、もちろん大きいことはできませんけども、そんなに職員の給料を4%も5%もカットせなあかんほどというふうには思わない。もうちょっと考えようがあるということですね、私はやるべきだというふうに思います。

ただ、組合が合意してますので、反対はしませんけども、その点はね、先ほども言いましたけど、しっかりと理事者の方々には考えていただきたい。それはね、本当に、職員の給与を下げるなんて一番最後なんですよ、本当は。そこんところをしっかりと考えていただかないと、私はますます平群町は人材不足にもなるだろうし、ますます悪循環が広がって行ってですね、逆に財政にとってもよくないということは申し上げた上でですね、組合と合意してるということで、この議案については賛成します。

○ 議長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第34号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

続きまして

日程第5 議案第35号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第35号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

今、説明で、平群町のウォーターパーク、廃止したことによりということでした。ということは、ウォーターパークの廃止が前提で今回の三郷町との協定を結ぶということですよ。廃止が前提ということは間違いありません。廃止がなければ、平群町のウォーターパークを廃止しなければ、こういう協定を結ぶこともなかったということですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

申し上げましたとおり、廃止ということで、プールの利用をされたい方がおられることは御承知いただいております。お隣でプールがあるということで、協議をさせていただくということでございます。

○議 長

山口議員。

○ 7 番

もちろん、いろんな協定を近隣とするということは悪いことではありませんし、お互いにそういうことができればですね、メリットも多いと思うんですけども、協定そのものに反対じゃないんですが、平群町のウォーターパーク廃止そのものがね、3月議会でも私、一般質問しましたように、町がでたらめな資料を出してきて、全く廃止せなあかんのかどうか、きちんとした根拠もなく出してきた資料で、それも、6年も前の資料を出してですね、そこから入替えの金額を補修と偽ってですよ、住民と議会に出した、その資料で昨年12月議会で議決したわけじゃないですか。大体、この議決そのものが、町のでたらめなその資料と説明でされたもんですよ。その反省もなくですね、廃止が前提という言い方はね、いや私は、今コロナの間、この前の全協でも言いましたように、三郷町の料金は別に町内、町外一緒ですし、コロナがなければ、別に平群町住民でなくても王寺町でも安堵町でも斑鳩町の人でも使えるわけですよ。だから、そんな協定も結ぶこともなければ、三郷町のほうはだから条例も変えんでええわけですよ、今度の場合でもね。

コロナの下で、今三郷町は、昨年度、今年度については、三郷町住民限定でしか入場できないということになってますから、平群町も今年度それ入れてもらうという、そういう協定は私はいいと思うんです。今年度、平群町は初めから、平群町のウォーターパークは使う予定になかったみたいですから。でも、廃止が前提ということになればね、この間の違う説明でやっというて、それで廃止したって言うてるけれども、住民感情的にはそんなこと認められない。そんな状況の中でこういう議案を出してくるというのは私はいかがなもんかなと。だから、今年度に限ってとか、そういう協定であるならね、取りあえずコロナの間だけとか、平群町のウォーターパークが閉まっている間だけとか、そういうことであればいいんですが、最初に、平群町のウォーターパーク廃止が前提ということであれば、私は認められないというふうに思うんですが、その点どうなんですか。3月議会での討論、みんな聞いてたわけでしょう。担当の、当時巳波部長はまともな答弁できなかったじゃないですか。町長もまともな答弁できなかったじゃないですか。なぜ正直な説明をしなかったのかということに対しては一切説明なかったですよ。だから、そこんところはちょっと考えていただきたい。その点どうですか。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

協定書につきましては、今年度は確かにコロナ禍ということで、これは三郷

町民だけですんで、平群町民というメリットがございます。来年度以降ですけれども、仮にコロナが収束されましたらどうなるかということで、これ、我々もかなり協議、内部でも考えてるところでございます。三郷町も今後ですね、コロナ禍を経験した世の中ですんで、密を避ける、いろんなこと考えられますんで、仮に町内、町外の料金設定されましたら、もちろん町内料金で使わせていただきたいんですが、それ以外にもですね、三郷町にもかなりの、スポーツも含めて公共施設がございますんで、これらのいろんな連携ですね、今後の連携の拡大ということも視野に入れた協定にしていきたいということで現在協議しておりますので、目的が、今、入り口としてはウォーターパークの廃止ということが前に出たようなことで議員から言われてるわけなんですけど、それ以外にも、今後、三郷町と平群町で発展していくような、住民の方にとってメリットがあるような協定を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

それやったら、廃止という説明、撤回しなさいよ。別に廃止する、しないにかかわらず協定結ぶと、そうすればいいんじゃないですか。そうでないと、整合性取れないですよ。もう廃止決めたってあなたたちはおっしゃってるけれども、住民にうそついて廃止したんじゃないですか。正当な説明してないじゃないですか。別に、ウォーターパークは町長の持ち物じゃないですよ。町職員の持ち物じゃないですよ。平群町住民全体の持ち物でしょう。それを廃止するのに、改ざんした資料と入替えるという金額を補修ということに書き替えて資料を出して説明したんじゃないですか。その反省もなしに、いや、廃止して平群町のウォーターパーク使われへんから、三郷町使えるから、もう住民の方、安心してくださいということですか。三郷町のほうが古いんですよ。三郷町のほうが先にできてるんですよ、ウォーターパーク。平群町のほうが新しいんですよ。なぜそうなったという、そのことも説明せなあかんでしょう。あなたたちが廃止って言うなら、何で新しいほうが先に廃止せざるを得んようになったのかという説明もしないと駄目じゃないですか。何でじゃあそんな三郷より先に老朽化するんですか。

だから、そういうことも全く住民に説明せずにね、もううちは廃止します、近い、すぐ隣にある三郷町使えますから、それで堪忍してねという、そんな住民に理解されますか。私はされないと思うんですよ。これ、何ぼ言ってもう答え返ってこないんでしょうけども、その点どうなんですか。町長や教

育長はどう考えてるんですか。教育施設でしょう、あれは基本的に。教育施設というか、スポーツ施設は教育委員会が管理してますし、もったいない話ですからね。また一般質問もやりますけど、ちょっと私はもう何とも納得しがたいというふうに思ってますが、今の私の話に対して、町長や教育長、見解頂けませんか。

○議 長

教育長。

○教育長

12月の説明でも、概算という言葉でお断りをした上で説明をさせていただいております。したがって、うそという言葉は当てはまらない、このように思っております。

また、廃止の際に、議会の中でも、子どもたちが楽しみにしているプールについて、近隣との話合い等で配慮したらどうかというふうな御意見も頂きました。それについて、私たちは努力したところでございます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

うそは当たらないって教育長ね、うそ以外の何物でもないじゃないですか。国会の安倍さんと同じようなこと言わんといてくださいよ。うそじゃないですか、はっきりと。だって、プール槽、全部四つとも入れ替えるのを補修と書いてるんですよ。これがうそでなくて何なんですか。平群町の教育委員会は、補修とプール槽そのものを入れ替えるのは一緒のことなんですか。一緒の意味だとしたって、誰が聞いたって一緒の意味にもならんし、だから補修と入替えでは金額全然変わってくるわけですよ。だから、5億4,000万というのはでたらめなんですよ。うそなんですよ、だから、どう考えたって。ここでこれ、何回言うたって、あなたたちはそう認めないんだから。そういうことも認められないというのは住民に対して失礼やと思いますけどね。町長も一緒の考えですか、教育長と。うそではないと思っはるんですか。

○議 長

町長。

○町 長

山口議員の質問にお答えさせていただきます。

全員協議会のときでも概算という形で説明をさせていただいたということ、それとウォーターパークについては本当に老朽化がひどく、また人口減少や少

子化、また入場者数も減少して、運営についても、毎年約1,500万近くの赤字が続いております。こういうことも鑑みまして、またプールというのは、やっぱり安全が第一だというふうに考えております。事故が起こらないように補修もしていかなければなりません。そのことから考えれば、毎年補修とかそういう形で、財源をなかなか、今の状況から考えれば、本当に厳しいということで、閉鎖せざるを得ないという状況になったということでございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

森田議員。

○8番

今、説明を受けましたんですけども、全協のときにいろいろ議員から意見が出たと思うんですけども、それについてどのようになっておるのかですね。利用券を購入したときに返却はどうなるのか、利用しなかったらどうなるのか、そういうことについては、その後、どのように進んでおるんでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

利用券の払戻しの質問があったと思います。

このプールの期間が終わりましたら三郷町へ精算、返しますんで、一定の期間、その期間までについては払戻しのほうを可能にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

私は、こういう施設ですね、これから少子化が進んでくるわけですから、市町村間で相互利用というのはどんどん進めるべきじゃないかというふうに思います。それでですね、私も生駒の井出山のプールも平群町の住民が使えるようになってると思うんですよ。こういうことも含めて、三郷町のことも含めて、住民に対する周知徹底をどのように図っていかうと考えておられるのか。井出山のプール、私もジムを利用したことがあるんですけど、非常に快適でした。平群町のスポーツセンターのジムより新しい器具が入ってますので、快適だったと記憶しておりますんですけども、周知徹底をどのようにお考えになってるのかお尋ねいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

周知につきましては、まず7月号の広報で周知するというか、載る予定はしております。それ以外にもですね、ホームページにつきましては、もう少し早い時期、三郷町とのちょっと協議ありますんで、いつからというのは申し上げられないんですけども、6月の後半あたりで出していきたいと思っております。

それと、多くの子どもたちが利用されるというふうに想定された場合ですね、各小中学校のほうでもこういったことになりましたというふうな周知をやっていけたらなというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

全員協議会のおきにもちょっと質問させていただいたんですけども、やっぱり相互連携といえ、私からすれば、平群に唯一ないといいますか、芝のグラウンドですよ。芝のグラウンドが奈良大学からどこへ渡るとかというのが、何かもう奈良クラブという話は出てたんですけども、普通に考えたら奈良クラブの財力でグラウンド一つを買い取る、あとは使用率から考えたらレンタルなんじゃないのかなというイメージを持ってしまふんです。実際のところ、僕もちょっと分からないんで、普通だったら三郷町が借り入れて、それを時間貸しという形で奈良クラブに提供するとかいうパターン、あとは法人とか作ったりとかあると思うんですけども、今回は、全部を奈良クラブに売却というのは決定してるんでしょうか。もし三郷町であれば、相互連携で、そこも時間借り、平群町民もできたら最高だなと思ったんですけども、その辺、ちょっと詳しくお願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

申し訳ございません。奈良学園大学のグラウンドのことなんですけども、詳しく、三郷町がどういうふうに対応されてるのかちょっと承知しておりませんので、申し訳ございません、答えられません。

○議長

ほか、質疑ございませんか。長良議員。

○2番

今回、この体育施設、スポーツプール、いろんな状況の中でね、今回、三郷

町と提携をし、いい形で使わせてもらおう、そういう議案なんですけれども、僕はいつも理事者側の方々をお願いしたいのは、さっきの森田議員の話じゃないですけども、やはり平群を中心とした中でほかの市町村と連携を取っていく。我々は、このプールを、今も町長もお答えになりましたけども、財政難のために、残念ながら、我々独自で持てない、維持できない。これからは相互連携の時代で、広域化していく時代にどんどん変わっていく、それはもう仕方ないことやと思う。だから、三郷町のプールに入れさしてもうて、うちのグラウンドも引き換えと言ったらおかしいですが、使ってもらっていいですよ。

今まさに、僕は自分の子どももそうなんですけども、学校が終わったら、法隆寺のサッカークラブに所属し、法隆寺のグラウンドの健民グラウンドにお邪魔して、週何回も通ってる。我々の平群町が人を呼び込み、人をほかの地域の施設を使わせてもらおう。やはり、理事者側はいろんな相互連携を考える時代。

一つの議案があるごとに、これ、先通してください。今6月ですから、9月、またこんな事例が出てきたからこれ、これもういちごっこのような状況でね、やはり連携を模索してる、そういうふうに思う。できることならば、我々平群町は、今回、4月から未来を見詰める部屋をつくった。一つの着眼ポイントだけで、一つ一つクリアしていくのが階段を上っていくという意味で大事やと思うんですけども、やはり包括的に議案を出していく以上、過去を反省しながらこの議案になったんやというふうにおっしゃっていただかないと、やはり全員協議会、いろんなところで、何回も踏んで議案として出ていく以上、すっと通って、いろんな問題を対処しながら次につなげるんやというような議案にしていだけるように、申し訳ないんですけども、これから以降、このような議案、提携業務についてもいろんなところを洗って、こういうふうな議案になったというふうに説明してほしいんですけども、できますか。御答弁できるんやったらしてください。お願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

今、長良議員からおっしゃっていただいた内容についてですけども、洗ってという言い方なんですけども、恐らくほかの自治体であったり、三郷町の今回はプール、平群町は体育施設、グラウンドなんですけども、もう少し大きな目線でということをおっしゃってるのかなと思います。そういった議員からの意見、提案もございますので、その辺につきましては、我々も大きな視点で物を見れるように努力していきたいと思います。

○議長

長良議員。

○ 2 番

生意気なことばっかし言うて申し訳ないんですけどもね、やはり先ほどの議案じゃないですけど、職員共々、みんなで一丸になって、給料をカットしてでもこうやって財政を守る、いろんな組合せでやっていかないと、やはり平群町はもたない。そういった意味でも、やはりこれ、一つ一つというよりも、まとめてパッケージで早くみんなで楽になると言うたらおかしいですけど、一定の方向性を見詰めて行政活動できるように、すみませんけども、よろしく願いします。

○ 議 長

ほか、質疑ございませんか。植田議員。

○ 6 番

私もこのことについては一言だけ申し上げたいです。

山口議員のほうからありましたように、本当に、虚偽の説明資料で議会で議決をした。このことに平群町の住民の方たちが怒って、昨日ですけれども、町長宛てに、このウォーターパーク存続を求める要望書が1, 198筆提出がされています。この間、私も住民の方々にお話を聞く機会があって、平群町って人口が少ない、子どもが少ないと言いながら、子どもたちが楽しめる施設をどんどん潰すんですねと、そういうお声も聞いています。これから平群町、やっぱり人口をどう増やしていくのか、あるいは若い世帯をどう増やしていくのかという部分、それをしていかなければならないとき、全く今回のウォーターパーク廃止というのは、逆行するような対応を平群町が取るという形になるんですね。これでは、町への信頼性、若い世帯、若い人たちが移り住んでこよう、あるいは住み続けようというところに対してですね、やっぱりもっと誠実に対応すべきだと思います。

5億4,000万円の補修費についてかって、先ほどからありましたように、入替えをするのに補修と偽ったり、あるいは、ろ過機も、今現在のものを使う、既設利用のものを全く新しいものに替えるということで見積りの中に放り込んだりと、本当に住民に対して失礼な対応、あるいは議会に対してもそうですけれども、そんなことがなされた中身で議会で議決をしたということに対してね、もっとやっぱり私は行政として、きちっとその点はちゃんと明らかにして、本当にじゃあ補修でやったらどれぐらいかかるのかとかいうことを、やっぱり幾つかのパターンできちっと住民や議会にもう一遍示して、そしてやっぱりこの問題、条例上廃止になったと言いますが、復活もできるわけですから、その誠実性というのは住民に対して示していただきたいし、議会に対しても示して

いただきたいと、このことは申しておきたいと思います。

○議 長

植田議員さん、答弁はよろしいですか。

○6 番

いいです。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。山口議員。

○7 番

この体育施設条例の一部改正については反対をいたします。

先ほどから、質疑の中でも言いましたけれども、コロナ感染症の影響で、本町では、ウォーターパークについてはですね、一昨年、昨年、今年度はもちろんもう廃止ということで、条例で一応決めてるわけですから、使えないわけです。その中で、本町の住民が三郷町のウォーターパークを利用する、これは非常にありがたいことだと、平群町のウォーターパークが使えない間はありがたいことだと思うわけですが、そういうことについては問題ないというふうに思います。しかし、本町のウォーターパークをですね、先ほどからも言いましたように、虚偽の資料や説明で廃止したと。その代替として、三郷町のウォーターパークを利用できるようにする。そして、その見返りとしてですね、本条例を変更するというところに、三郷町の住民が平群町のグラウンドを使えるようにするという、この流れに対して非常に疑義を持っていますし、私はあってはならないことだというふうに思っています。

また、本町のウォーターパーク廃止についてはですね、先ほども言いましたように、虚偽の資料や説明で強行したもので、現状をきちんと精査すればですね、今後の運営の継続もあり得るわけです。また、三郷町のウォーターパークは、現在はコロナウイルスで町内だけとなっていますけれども、もともと町外住民に対しても、三郷町の町内住民と同一料金で開放しています。いずれにしてもですね、虚偽の資料や説明によって本町のウォーターパークを廃止した、そのことを前提にした条例改正ということで、この条例改正案には反対いたします。

以上です。

○議 長

井戸議員。

○ 4 番

賛成の立場で討論させていただきます。

やはり、こういう連携というのはすごく大切に、これからの時代では共有、時間的な、それから場所的ないろいろな部分で共有することによってお互いの回転率を上げたりですね、いろいろな部分でのメリット、シナジー効果が見込まれると考えております。どんどんですね、三郷だけではなく、あちらこちらとやっていただきたいと。平群もどんどん課題を抱えておりますので、ぜひともこれを基に、三郷も、先ほどの件も含めてですね、いろいろ頑張っていたきたいと思っております。そういう意味で賛成いたします。

○議 長

ほか、討論ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

私は、賛成の立場で討論させてもらいます。

討論の話に移る前に、平群町のプール廃止の問題云々とかいう議論が出てきましたけど、私は、2時間かけて、地下も潜って大体見てきました。今の平群町のウォーターパーク全体を見てきました。非常に老朽化してる部分、たくさんありました。今日は、この問題についての話と違うからな。けれども、反対討論の中に、プール廃止に伴って、条例廃止に伴っての連携から反対するという反対討論が出ましたので、このプールについてはね、僕も教育長が先ほどおっしゃったように、町長もおっしゃったように、人口が減れば減るほど、老朽化した施設は負担が住民にかかってきます。まして、維持管理費も1,500万、毎年ちょうど赤字が出てました。これも現実でございます。まずは、利用者が安心して利用していただける施設にせねばならない。これには、三郷町もいろいろな、平群町より古いというお話ありましたけれども、平群町自身が、僕の個人的な意見ですけど、ランニングコストをどんだけ修理にかけてたかということ、非常に私としては残念に思っております。財政が厳しかったんで、私は、一つのシートを貼るにしても、一部、部分的な修理、部分的な修理ばかりしてたでしょう。全体修理では何百万、何千万かかりますという教育委員会のお話もありました。そういう関係上、維持管理費のお金をそこへかけるお金が僕は平群町には少なかったんじゃないかなというふうに思います。

今回、この連携のお話ですけども、今特に平群町は、人口、これから減っていく時代において、平群町にない施設が各市町村にできてる。また、そういう

ことについてはね、お互いに連携を取りながら、やっぱりそこは住民のメリット、平群の住民にとってのメリットをやっぱり進めていく、広げていくには、私は連携が第一やと思います。まして、平群町にも、やっぱり平群と連携結びたいと言われるような、僕は施設も一つは必要じゃないかなということも考えるべきやと思います。

今回、今、単年度から見たら今年云々だけの話に見えますが、三郷町、将来できるスポーツ、全協でもお話ししましたが、そういう予定をされております。そこについても、平群町にない施設であります。それはやっぱり一つの窓口として、この連携することによって、また平群町が三郷町へ行って、平群町の住民の供用してくださいという交渉にできる足がかりが、私は大事なこの議案ではないかなというふうに思います。これは最終的には、平群の住民にとってはメリットのある条例と思います。よって私は賛成をいたします。

以上です。

○議 長

山田議員。

○ 9 番

賛成の立場からなんですけど、一言意見を申し上げたいと思います。

先ほどから、ウォーターパークの廃止について、5億4,000万という経費については虚偽の説明だという意見もありました。概算という意味での説明ですのでというお話もあったんですけど、そういう意見の食い違い等が出る部分については、私も、プール自身の廃止は条例で決まりましたけども、住民に対して、どの程度の費用もかかって、財政状況も含めてですね、もう一度説明はする必要があるのではないかという意見も何度か申し上げたこともございますが、現実的にプールが使用できないという状況になっている今、子どもたちからの立場で考えたときに、私は本来、学校のプールも子どもたちに開放すべきではないかという意見を持っておりまして、そのことも打診もして、検討もいただきたいというお話もしたこともあるんですが、その中で、子どもたちにとって三郷町のプールが使えるということは大変すばらしい連携といえますか、子どもたちの立場にとって考えたときにはすばらしいことだと思います。そのことを交渉していただいてですね、成立する方向で進んでいるということは一定評価したい。一定というよりも、十分大きく評価したいという思いから、賛成をいたします。

○議 長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第35号について採決を行います。
本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第35号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

続きまして

日程第6 議案第36号 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第36号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○8番

これは、外部委託を目的にですね、この条例改正だと思うんですけども、今考えておられるスケジュール、町としてですね、いつ頃指定管理、外部委託するようなお考えになってるのかお尋ねします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

手順と申しますか、今考えておる手順ということでお尋ねです。

ただ、指定の期間が第6条でしたか、新たに4月1日、年度始めからの4年間ということで、7月1日施行で、早ければ来年の4月1日から指定管理を行える状況をつくれるということになります。したがって、今のところ具体的にいつという指定管理者の事業主も決めておりませんが、スピード感的に言えば、来年の4月1日には指定管理になると。ただ、その前に議会に指定管

理者の指定をしていただく議決を頂かなければならないということもございますので、そういうことも踏まえて対応していきたいというふうに考えます。

○議 長

森田議員。

○8 番

ありがとうございます。指定管理される場合ですね、私も中央公園とか総合スポーツセンターの指定管理で思ったんですけどね、指定管理の求め方というのをきっちりまとめておられないんじゃないかなというふうに思うんですよ。もっと細かくですね、指定管理する場合は、どういう業務をきっちり、いつ何人でやってもらうとかですね、そういうことを明記した上で指定管理をぜひともお願いしたいと思うんですけれども。そうしないと、見積りが、逆に言えば、比較できないようになってくるように思いますので、それはぜひともお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今森田議員から御意見いただきました。当然、町といたしましても、行財政に関わる健全化ということの計画の中の一つとして指定管理をする場合は実施していくわけです。内容をきっちり精査した中で、平群町にメリットのあるような指定管理制度というものを導入していきたいと考えます。

○議 長

森田議員。

○8 番

ぜひともお願いいたします。それとですね、今住民福祉部長からお話ありましたんですけども、今回、アウトソーシングということなんですけれども、財政健全化計画に基づくということ。ほかのアウトソーシングの計画はどのように進んでおるのでしょうか。総務部長になるのでしょうかね、お答えいただけませんかでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、アウトソーシングの進捗状況ということでございますが、財政健全化におきましてはアウトソーシングということで、今回新たにこの指定管理ということを上げさせていただいております。ほかの業務のアウトソーシングにつきましましては、今現在、どのような形でアウトソーシングができるかという

のをちょっと今、調査してるところでございます。先々週も、実際にそういったアウトソーシングの業者委託してる市町村もちょっと職員でヒアリングに行ったりして、今研究してるところでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

まだ何も決めてないということなんですけど、何のために、今度のこういう指定管理制度を斎場に導入するんですか。メリットあるみたいなこと、さっき言いましたけど、どういうメリットがあるのか、ちょっと具体的に教えてください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ちょっと具体的というお答えになるかどうか分かりませんが、健全化計画の中では業務の見直しということがあります。その中で、重症警報の原因分析ということで、施設管理に関わる諸経費の負担が多いということがございます。そういったものを受けて、外部委託等の可否の検討ということで、野菊の里斎場管理業務というものを上げております。したがって、当然、指定管理をする上では、当然財政的には効果をもたらすものであるというようなことで考えております。

○議長

山口議員。

○7番

ちょっと具体的に聞きますけどね、もちろん指定管理者制度というのは、行政のスリム化やコストカットのために導入するということですよ。平群町でも、制度できたときから何か所かもう既に。ただ、受けてるのがですね、完全な民間じゃなくて、基本的に、町と関係の深いところを中心に、ある意味公的な機関が指定管理をしているということなんです。ただ、斎場の場合はですね、ちょっと性質違うと思うんですよ。これを例えばですね、地域振興センターが受けるとなったら、何のために地域振興センターが斎場受けるのかって、例えばですよ、なります。そういうことになれば、当然、斎場の性格上、葬儀の専門のところは基本的には指定管理されるということにならざるを得ないと思う。

それともう1点、今既に火葬棟については委託してるわけですよ。そして

ら、あとアウトソーシングと言うけど、既にアウトソーシングしてる。あとは葬祭棟だけのことじゃないですか。葬祭棟だって、今、町の職員といっても、再任用の職員と、あとパートか何かでやっておられる人ということやと思うんです。どこにこれ、指定管理する隙間があるのかなと。行政のスリム化、コストカット、どこでコストカットが出てくるの。すごい疑問に思うんですよ。まだ何も決まってないのに、何で今、これを、ここの条例にね、できるというだけやから、するかどうかは別問題やと言われればそうやけど、でもする気があるから条例改正するんであってね、何でじゃあ今指定管理制度なんやというのは全く見えてこない。そこを説明してください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の質問です。

ただ、なぜ今指定管理制度の導入の条例改正なんやということですか。ただ、町といたしましても、当然いろんな角度から財政の健全化を図っていくということで、その一つとして、当然計画にも、先ほどもお答えしましたように上げております。そういった中で、今回、指定管理制度も導入できるようにということで、条例の条件整備ということですか。ただ、山口議員もおっしゃっていただきましたけれども、これ実際指定管理するかしないかというのは、またちょっとこれからの話ということになります。ただ、今回はそういった検討も踏まえた中で、平群町にとってメリットのあるような考え方ができるようにということの条件整備ということで、今回提案させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○議長

山口議員。

○7番

でも、やろうとしてるから出すんであってね、やるかどうか分からんのに、やるかどうか分からんけどつくっとくんやっておかしいでしょう、そんなの、わざわざ。ほんでね、じゃあちょっと視点変えて聞きますけど、平群町が今やってる指定管理者制度、もう既に2回、3回ぐらい更新していったら。4年ごとですから、3回かそこらだと思わんですけど、10年以上やってると思わんすね。じゃあ、制度のメリットである行政のスリム化とコストカット、特にコストカットできたのかどうか。行政のスリム化って、どっちにしたってコストカットのことですけども、じゃあコストカットが何ぼできたかというのは全部チェックしてますか、それぞれの施設について。もちろん、計算できない

ところもあるかもわかんないですけども、例えば体育施設なんか全部地域振興センターにあれしてますけども、じゃあ職員でしたらこっだけかかるのを、地域振興センターやったらこっだけになるとか、社会福祉協議会に委託してるのは、職員がやればこっだけになるけど、社会福祉協議会だったらこっだけになる。それは何でやというたら、給料の差とかもあるでしょうし、結局雇用の問題でほとんどだと思っんです、私はね。もちろん、職員がやればそれだけ給料が高くなるというのは、それは要するに、パートとか非正規とか、そういう雇い方をしないから安くなるだけなんです、結局ね。結局、だから、公務の仕事全部そうしていってるといふ、指定管理者制度といふのはそういうもんなんです。だから、じゃあ今の斎場にそれ当てはめたら、もう今でも既にそんなん、ほとんど人件費のカットなんて、ほとんどできるようなとこないじゃないですか。火葬棟はもう既に委託してるわけじゃないですか、専門業者に。

そしたらね、さっき言ったように葬祭棟だけで、何でこんなんつくる必要あんのかなって非常に不思議なんです。今、全然説明できないでしょう。ただ、今後ためにしとくんだって、今後のためって、普通来年4月からやりたいから、今から整備してると。何でこんな6月にするかというたら、この間に業者を選定していききたいと。それなら分かるんや、まだ。何にも決まってない。するかどうかも分からんのに、条例だけつくっておくんですってそんな変な話ないでしょうと思っんやけどね。

だから、説明できないんでしょ。誰が条例提案した、町長でしょう、これつくるって決めたの。何でつくるって決めたの。今の理由だけですか。将来的に必要なかもわからない。かもわからないからつくるんですか。今までそんな条例のつくり方、聞いたことないわ。かもわからない。いや、したいからでしょう。町行政としては、指定管理者制度にしたいんでしょ。それか、名前だけ、とにかく公共施設は全部、アウトソーシングの一番最たる指定管理するという方針を財政健全化計画で持ってるからするんだと。本末転倒じゃないですか、そんなもん。どうメリットあるかも全然分からんのに、おかしいと思わへん。町長答えてくださいよ、何でこれ出してきたんですか。もうちょっと納得いくように説明してくださいよ。

将来するかどうか分からんと言ってんねんから。来年4月にするかどうかは別にして、その方向でずっと進めるんですというならまだ理解できるんです、賛成するか反対するかは別にしてね。言ってることは理解できる。やるかどうか分からんものを、何でこんなん出すんですか。副町長答えたそやから、副町長答えてください。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の質問です。

やるかどうか分からないというようなことだったと思います。平群町にとっていい方向になるように実施していきたいということはまず考えております。ただ、いつやるかどうかというのは、先ほどもお答えさせてもらったように、今やるとかそういったことではないですけれども、財政的にもよくなるようにはやっていきたいというようなことは基本的には考えております。

○議 長

山口議員。

○7 番

分かりました。実施したいというのは分かりました。ただ、何も決まってないから来年4月からできるかどうか分からんということですね。

だから、じゃあメリットは何かと聞いたわけや。メリットあるようにするっておかしいでって。今のままより指定管理者を選んでそっちにしたほうがメリットがあるからするっていう、これ条例出してるわけやろう。そしたら、どういうメリットがあるか答えられないとおかしいじゃないですか。メリットも分からへんの。メリットも分からへんにメリットあるようにするって、そんなんやったら別に指定管理せんでも、今のままでメリットあるようにすればええわけじゃないですか。指定管理者制度にするからメリットがあるんでしょ、あなたたちは。だから、指定管理者制度を導入するんでしょ、斎場に。そんなん初めから、これ条例つくるときから、こういうメリットがあるから、ただどこになるか、業者どうするかとか、そんなことはこれからやけども、誰を指定しようと、町にとってはメリットがあるって何がメリットあるか、当然計算できてなあかんやないの、そんなもん。そうでしょう。おかしいか。いや、だから、何のためにじゃあそれやったらするのと。実施したいって、町長実施したいだけ。斎場も実施したい、その次、今度こども園もそうしたい、清掃センターもそうしたい、アウトソーシングと言うてるわけやから。書いてあるやん、別に何も斎場だけじゃなしに、こども園の給食をアウトソーシングすると書いてあるじゃないですか、緊急財政健全化計画に。給食だけやけど、じゃあもうこども園も全部指定管理者制度でやる。できるでしょう。メリットあんねやったら。だから、やるということはメリットあるからやるんやから、そのメリットを答えてくれたらええねやん。メリット答えてくださいよ。どこが考えたんや、これ。担当課が考えたの。考えて提案したの。それとも、財政当局から提案してるの。どっちやの。財政当局から提案してるなら、財政当局で答えてよ。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

指定管理という部分につきましては、金銭的なコスト面、そしてまた、民間その他の行政ではないサービスに対する事業者の発想を取り入れることによって、公共施設の運営というのが行き届いた住民サービスにつながっていくのではないかと、そういう2面性があるのかなというふうに考えております。

そういった中で、今回、斎場の部分につきましても、一定そういった部分、そしてまた、確かに葬祭棟の部分で事務のほうを管理職直営で行ってるわけですが、そういったところも検討しながらですね、そして指定管理の部分に対するメリットというのはそういうところに出てくるのかなというふうには考えております。

そういった中で、今回、指定管理するに当たっては、選定委員会等を経て、そしてそういった中で指定管理の事務を行っていくということでございますので、そういった形でのメリットはあるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

全く分らんわ。要するに、コストカットできるんですか。それ以外ないんですよ。ただね、言っときますけど、コストカットしたらええというもんじゃなくて、使う人たちがちゃんとできないと駄目だから、住民サービスが低下しては駄目なんです。住民サービスを低下させずにコストカットだけするというのは、職員があそこで仕事するより、民間なり、要するに外部団体入れて、そこが人件費を安くして、そこに払う金が全体として安くなるからコストカットなんじゃないですか。これって本来ええことではないんです。ただ、町の財政から見ればコストカットできるからいいというだけのことで、コストカットできるわ、住民サービスようなるわなんて、そんなことは普通ないんですよ。

ただ、民間のほうで、例えば職員より親切にさせていただいたというようなことはあるかもわかんないけども、そんなんは、そこにいてる担当者だけの問題の話ですからね。私はそんなことで、だからね、もう見えてこないんですよ、何でこれ、今回出てんのかというのは。事前に聞きました。何で今回出したのか。どっかでそういう予定あるのと。いや、ないと言うでしょう。ないけどつくろんだみたいなそんな話、一体何なのと。6月議会、今回議案少ないから出

してきたんですか。そんなことはないやろうからやね、もうちょっとはっきりしてくださいよ。やるかどうか分からんけど、とにかく今つくっておいて、いつでも指定管理、また議会に管理者提案できるようにしたいからという、それもまた、ほんまはおかしいよ。来年4月からするというならまだ分かるわな、これからあれするって。

分かりました。もう私から、この議案で別に反対したいわけじゃない。反対したいわけじゃないから、きちっと、いつ出すんか分からんけども、これ出すときは、きちっとどういうメリットがあるか、資料として出してください。それと、今やってる指定管理全部、もう十何年やってるわけですから、初めから最後までとは言いませんが、どういうメリットがあったのか、コストはどれだけ削減されたのか、9月の議会、決算の議会のときでも資料出してください。今、指定管理の決算書全部出てきてるわけやから、町のほうで精査して出してください。何で言うかいうとね、プールの問題で明らかになったのは、振興センターに丸投げして、町のほうに資料は全くない。いろんな資料をお願いしても資料が出てこない。誰が誰の命令で作った資料かも分からない。その資料がどういう経過で作られたのかもわからない。これはそこと違うで、こっちやで、教育委員会のほうやで。ましてや、振興センターから資料を全部もらってんの、その資料が教育委員会にない、こんなことが起こってるんですよ。それやったら、もう教育委員会が直接管理したほうがええじゃないですか。振興センターが悪いんじゃないよ。どっちにしたって教育委員会がずさんなだけやけどね。

一方でそんなことがあんなねん、今の議案とは関係ないけど。一方でそんなことがあるから指定管理でもちょっと、そんな短絡的にやるのはいかがなものかと思うわけですよ。だから、それきちっと出せますよね、やるときに。議案としてはもちろん出てくるのは分かるんですよ。ただ、これだけのメリットがあるということは、データとして全部出した上でやるということによろしいですか。それを全部出すと。ほんで、検証がね、平群町の場合ないんですよ。私たちも言わなかったの悪いんやけど、さっき言ったように、この間の指定管理やってるところ、全部検証してくださいよ。むちゃくちゃ古いのでなくていいですから、最近の4年とか5年でええですから、実際職員がやった場合と、指定管理でやった場合の、国が言ってる行政のスリム化は当然そこに職員振り向けてええねから、スリム化にはなるんでしょうけど、コストカットどうやったかとか、そのことによって住民サービスは別に悪くなってないとか、それも含めて、ちょっとそういう資料を出していただけますか。その点は、これは別にどこの課、どこの部ということじゃないですけど、それぞれまたがってますん

で、ちょっと総務部長答えてくれる。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいま質問のあった、ほかの施設の指定管理者のメリットを検証ということで、各課、分かれてるんですけども、取りまとめして、9月議会に提出のほうをさせていただきます。

以上でございます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○12番

葬祭棟と火葬棟の話出たけども、火葬棟はある会社に5年間の委託をやってるわな。火葬棟全体の管理は誰がしてんの。それちょっと答えて。火葬の業務は委託はしてるけども、5年間。けれども、火葬棟自身の管理は誰がしてんの。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

火葬棟全体の管理という形ですけども、火葬業務とともに、その同じ会社に出しているところでございます。

○議長

馬本議員。

○12番

おかしいな。何かおかしいな。ほんなら、火葬棟と、さっき山口君が言うた葬祭棟と別か。ほんなら、野菊の里はもう火葬棟のほうは全部委託したんか。火葬業務を委託したというふうに予算上はなってんで。火葬棟を全部委託してんかいな。その点はっきりしとかなあかんで。そんなん聞いてないで。火葬業務は、その会社に5年間、火葬だけ業務をお任せしますよという委託してんねやろう。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

契約書上ですね、火葬棟及び火葬業務の委託となっております。ただ、その火葬棟の管理という部分でございますが、火葬業務という部分だけ出しますと、その裏方で焼いているという部分のみに当たりますので、棺を受けてから火葬炉へ納めるまで、その部分も含めて、その部分が火葬棟の管理という部分に

当たります。あと、日常的に火葬棟内の簡単な掃除ですね、それらも含めてという形での火葬棟の管理と、その業務も含めてるとい形になります。

ただ、火葬棟自身が例えばひび割れとか傷みがある、そういう部分につきましてはそちらの管理にはなってませんので、それは町のほうの管理という形になります。ですので、火葬の一連の流れまでの部分も含めての火葬棟の業務という形で業者のほうに合わせて出しているという状況でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

そしたら、ややこしなんで。今言うたね。要するに、親族の方が火葬棟まで、要するに葬祭棟から火葬棟まで棺持っていかれるわな。受けはったから、全体はその金で委託してますよ、そういうこと言うたな。ほんなら、ふざけた話じゃないけど、雨降ったらあこ通ってないで。親族が持って行ってんねんで、前まで。

それとな、これ委託するとなると、今度は火葬棟と、さっき山口君言うたように、葬祭棟と分けての委託になんのか。指定管理になんのかということ聞いてんの。いやいや違うよって。委託してる火葬棟も葬祭棟もひっくるめたやつを全部指定管理するんかって、どっちやねん。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、指定管理につきましては、施設全体であります。ただ、ちょっと先ほど課長のほうから管理についての話ございました。火葬棟の管理につきましては、あくまでも具体的な管理事務と業務を委託しておると。全体的な施設の管理権限につきましては、町が持ったままというような形でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

火葬棟は町が全体的に持っているってことやな。そういう認識でええねんな。さっきの答弁やったら違うで、言うてることが。それはそれでええわ。

先ほど言うたようにな、自分ら、これ出してくる以上な、来年の4月を施行というふうに認識して出してきてはんねやろう。いろんなメリット、デメリット、それは聞かれるの当然やで。誰でも聞くで。もう改めて聞かへんけど、ほかの件で聞くけども、ちょっと聞くわ。

今度ね、第7条の関係かな。指定管理者の指定の手続というのを出してるわ

な。これ大事だと思うねん。ここでどない言うてるかといったら、7条で、「町長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によるものとする。ただし、町長は、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、相当の事業効果が期待できると思慮するときは、公募によらず、本町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる」。

そこでちょっと聞くわな。基本的には公募が基準か。まずそれを聞かせて。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

指定管理者の募集に関しては、原則としては公募ということであります。

○議 長

馬本議員。

○12番

これね、先ほどいろいろ出たけどね、いろんな業者がね、葬祭業務されてる業者とか、いろんな業者、公募しはったら、ひょっとしたら分からへんわな、応募されるんかそれは分からへんで。それはプロポーザル方式でまたされるんか、それは別としてな。もしも、この次に、ただしって、その公募がなかった場合の話やろうということでは僕は取ってんねけどね。公募がなかったよって、そういうことになって、そこでね、本町が出資してる団体、法人やな。これ、ないやろう、まず一つ。間違ったらごめんやで。僕はないと思うねん。地域振興センターは出資してないで、平群町は。出捐金ってあれ、寄附行為やで。皆勘違いしたらあかん。平群町は出資してないで。寄附しました。それは僕はないと思う、平群には。公共団体、これは平群町にないと思うねん。公共的団体、これは平群町にあると思うんやけど、そこら辺、どうですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

公共的団体という扱いなんですけども、自治省の中の行政実例という中では、公共的団体とは、農協とかの産業経済団体、老人ホーム等の厚生社会事業団体、あと青年団、婦人会等の文化事業団体などの公共的な活動を営む者は全て含まれると。あと、公法人でも私法人でも法人でなくてもよいという形になっておりますので、そこから考えますと、公共的団体と呼ばれるものは幾つか存在するというふうに考えております。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第36号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
午前11時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時41分)

再 開 (午前11時00分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きまして

日程第7 議案第37号 令和4年度平群町一般会計補正予算(第2号)に
ついて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第37号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪議員。

○10番

今回の補正予算は、4月の26日に国が、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を閣議決定しまして、原油高騰対策と生活困窮者への支援が大きな柱となっているものであります。その一つであります生活困窮者支援として、今回、低所得の子育て世帯に対して、子ども1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金が今回、補正予算で計上されております。その概要と、平群町の対象人数や、プッシュ型となると思いますが、支給スケジュール等を御説明をお願いしたいと思います。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、概要等から順次御説明させていただきます。

まず、概要につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯、独り親世帯や、その他の低所得者世帯に対し、特別給付金としまして、児童1人当たり一律5万円を支給することによりまして、その実情を踏まえた生活支援を行うものとなっております。

なお、この給付金の独り親世帯分につきましては、奈良県から支給されまして、またその他の低所得の子育て世帯分につきましては、市町村が実施主体となりまして、平群町から支給を行います。

この事業に伴う費用につきましては、全額国庫負担となっております。その費用としまして、まず独り親世帯分としまして、事務費分としまして35万円。また、低所得の子育て世帯分としまして1,683万6,000円、内訳としまして、事業分、給付金としまして、児童見込みとしまして、300人掛ける5万円で1,500万円、事務費分としまして183万6,000円、合計1,718万6,000円を計上しております。

続きまして、対象者、スケジュール等につきましては、独り親世帯とその他世帯で異なりますので、順次御説明させていただきます。

まず、独り親世帯分につきましては、対象者につきましては、令和4年4月の児童扶養手当の受給を受ける者となっております。この方につきましては申請不要となっております。一応見込みとしまして、172人、113世帯を

見込んでおります。また、公的年金等を受給していることによりまして、令和4年4月の児童扶養手当を受けてない方や、また令和4年4月分の児童扶養手当を受給していませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準になった方につきましても対象となっております。なお、こういった家計急変者等につきましても対象者が未定であり、申請が必要となっております。

スケジュールのほうにつきましては、支給対象者のほとんどの方につきましては、令和4年4月の児童扶養手当受給者となりまして、この場合につきましてはプッシュ型で積極支給ということで、申請不要で、奈良県から町のほうに案内者名簿のほうを受けまして、一応予定としまして、6月下旬に支給予定と聞いております。また、家計急変者等につきましては、予定としまして、6月中旬以降から受付を開始しまして、来年2月28日まで、役場の福祉こども課のほうに申請いただきまして、要件を確認次第、奈良県から随時給付を予定していると聞いております。

続きまして、その他世帯の分の対象者等につきまして御説明させていただきます。

対象児童は、基準日、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童、また障がいの場合は20歳未満で、受給対象者は、この対象児童を養育している父母等で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。また、令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となりまして、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方についても対象となっております。

対象見込み人数なんですが、令和3年度の実績、同様な事業を令和3年まで行っておりました。実績としまして、児童数201人、世帯数107世帯でありましたのですが、現時点では令和4年度分の住民税均等割非課税者につきましてもは不明でありましたので、前年度同様に300人分ということで計上しております。

また、スケジュールにつきましては、住民税均等割非課税者である者のうち、児童手当や特別児童扶養手当などの受給者のうち、該当者が把握できるものにつきましてもは、システム改修終了後、予定としまして6月末を予定しておるんですが、それ終了後、7月中に対象者の案内を送付し、申請不要、積極支給ということで、プッシュ型で給付を予定しております。

また、令和4年1月1日以降の家計急変者、また高校生のみ世帯につきましてもは申請が必要でありまして、こちらのほうにつきましても、予定としまして、7月から来年2月28日まで、福祉こども課のほうに申請いただきまして、該

当の有無を確認しまして、平群町から随時給付を予定しております。

以上です。

○議 長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。たくさん言っていただきましたので、少し混乱しておりますけれども、ほとんどプッシュ型で申請しなくてもいい方がほとんどだと思いますが、再質問としましては、プッシュ型ではない、申請が必要な方ですね。先ほど、家計急変等とおっしゃってましたが、その皆さんへのね、こういう制度があることを知らない方もたくさんこれから出てこられると思いますが、その点、どのように周知をされる予定なのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

家計急変者などにつきましては、なかなか対象者というのは当然特定できません。その辺りにつきましては、まずは7月号の広報で事業周知の掲載予定をしておりますので、併せて、準備でき次第、町のホームページのほうで詳しく家計急変者等の言葉を使いながら、しっかりと周知していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。広報、ホームページ等ということですが、ホームページも、若い方々、なかなか見られない方も中にはいらっしゃるかもわかりませんので、平群町、SNSで多くの発信をしていただいておりますので、いろんなツールを使いまして、知らないと損をする、知っていなければいけない大変大事な情報ですので、コロナ禍の中、原油高騰ということで、生活、大きく影響されておられる方、たくさんいらっしゃいますので、その点はどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

これに併せまして、二つ目ですが、物価高騰の影響を強く受ける生活支援者の支援の一つとしてですね、地方創生臨時交付金が今回また大きく拡充をされます。これは、今までも平群町にも何回も、この地方創生臨時交付金、交付されておりますけれども、地域の実情に応じてきめ細かな支援を実施できるというものであります。今回、緊急対策として、平群町におけるこの地方創生臨時

交付金の交付限度額と活用に対する本町の考え方、また実施計画の国への提出が7月29日が締切りとなっておりますので、議会で補正予算等々、組まなければならないと思いますが、今後のスケジュールをどのようにお考えか、3点御質問させていただきます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

地方創生臨時交付金の交付限度額ということで、今回、原油価格・物価高騰対応分として創設をされました。平群町につきましては、交付限度額は7,667万円となっております。

活用検討事業についてどうかということでのお尋ねです。

現在、活用事業案についてはまだ検討中でございます。方針としましては、原油価格・物価高騰対応分としてますので、全ての住民に活用できるような事業を対応できればと考えているところでございます。決まりましたら、また議会にも説明して意見を頂戴していきたいと思っております。

今後のスケジュールでございます。

現在、役場内部で検討しておりますが、固まり次第、議会にも説明したいと思っておりますが、最終的には、7月中旬に県の報告の締切りがありますので、それまでに補正予算の確定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。前回、去年の末ですね、1億を超える交付もされまして、5月9日に最終決定を、補正予算を組まれました。その中には、水道料金、また学校給食3か月分が無償化ということで、県下他市町村の中でもいち早くそういう取組をしていただいたことは高く評価しておりましたが、今回ですね、特に今、部長おっしゃいましたように、物価高騰によるものであります。

またですね、こども園や学校給食費、3か月無償化をしていただきますが、今後、そういう物資ですね、学校給食の物資等の値上げを検討せざるを得ない状況になった場合であっても、交付金を活用していただいて、町が増額分を負担し、量や質を担保するとともに、保護者の負担増の防止を図っていただきたいと思っております。3か月、これから無償化になっても、それ以降に給食費が値上がりをする、このようなことは断じて防止をしていただきたい。これは、国の

ほうも今回の緊急対策の中で入れられておりますが、その点、まず1点、再質問させていただきたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えします。

内部で検討中というところでございますけれども、学校給食費につきましても3か月無償ということで、今回取り組む予定でございます。それ以降、材料が高騰する場合について、交付金の対象とはなるんですけども、今その状況について、原課とも、どういうふうな状況なのか、調査してるところでございます。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

今検討しているということですが、ぜひともこれだけは、皆さん本当に無償化で大変喜んでおられますが、これから上がるということは大変申し訳ないですので、お願いしたいと思います。

次に、御答弁結構なんですけれども、活用の方針として、全ての町民に活用できるようにというふうなお言葉をおっしゃいましたが、今回、原油高騰・物価高騰の影響は全ての町民の皆さんが影響を受けられておりますので、私もやはり、この全ての町民の皆さんにも、例えばですね、現金カードの配布やら、そういうこともひとつ検討していただきたいなと思っております。ほかにもございますけれども、その点は特に、全町民に活用できるようにしていただきたいことはお願いをしておきたいと思っております。そして、対象のこの活用の事業を早期に決定していただいて、物価高騰から本当に町民の生活を守るために、この交付金を迅速に、積極的な活用の御検討をお願いしておきたいと思っております。御答弁結構ですので。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。独り親世帯については奈良県から支給されるということなんですけども、今、持続化給付金で話題がなっておりますが、家計急変世帯は申請だというふうに思うんですけども、そういうことがあってはいけないことなんですけども、そのチェックはどのように考えておられるのか。悪い人は当然罰せられないといけないんですけども、そういうことのないように、

今回のことを受けて、住民の方からですね、平群町は大丈夫かというような話も出ておりましたですね、その辺、できたらお答えいただけませんかでしょうか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

家計急変者の認定の方法なんですが、基本的には、まず令和4年度課税分、いわゆる令和3年1月1日から12月31日までにつきましてはもう所得が確定してますので問題ないと思うんですけど、今年の1月以降に急変があった場合につきましては認定の関係なんですけど、そちらのほうにつきましては、基本的には任意の1か月のほうの収入額、見込額のほうをまた出していただきます。それを基本的には12か月して、該当するかどうかというのを判定する形になるんですが、その際には、例えばですけど、配偶者の収入、所得のほうも確認したいということになっておりますので、一応対応のほうにつきましては、そういった形で、国のほうからも確認するような形で指示を受けているところであります。

以上です。

○議 長

森田議員。

○8 番

今、何か要するに、申請したものについてチェックするというお話なんですね。その申請が正しいかどうかというチェックはですね、どんなエビデンスでやられるのかですね、その辺どのように考えておられるのかですね。悪い人はですね、何ぼ考えても悪い方法を考えると思うんですけども、あつてはいけないことだと思うんですけど、やっぱりチェック体制をきっちりしておかないと、金額は知れてるにしてもですね、国の貴重な税金を使うわけですから、その辺のところ、どういうふうに考えておられるのか、もう一度御答弁ください。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

今、森田議員さんおっしゃられるとおり、その確認の方法の関係なんですが、例えばですけど、住民税非課税世帯のほうにつきましても、基本的には任意の1か月の収入、または所得のほうで、それを12倍するという形の積算という形になっております。ただ、万が一、仮に不正の受給とかありましたら、当然注意事項のほうで返還を求める場合がある形になっております。ですので、ちょっとその辺りは、なかなかどこまでどうやって確認するかにつきましては、

一応国の例示のほうにつきましても、できるだけお困りの方にスムーズに支給するような形でQ & A、書いておりましたので、その辺りは、どこまでチェックできるかというのはちょっと疑義あるかもしれませんが、万が一、当然該当しない場合につきましては、返還等の文言も記載しておりますので、そういった形で対応させてもらいたいと思っています。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

よろしくお願ひいたします。それと、誤送金という問題もこのたびですね、山口県阿武町ですか、出ておりましたんですけども、会計課長に確認しましたら、そんなことは平群町では起こらない、そういうシステムになってるということは聞いておりますんですけども、起こった場合の対応とかですね、万が一のことも考えて取り組んでいただきたいということはお願ひをしておきます。

○議 長

山口議員。

○ 7 番

ちょっとさっきの子育て世帯の特別給付金の手続等についてですね、課長から答弁あったんですけど、ちょっとペーパーで出してくれない。ほんで、こういういろいろ、今度県の支給と町の支給がある。ほんで、新たに収入激減世帯の対応がある。そういうのを全部、当然分かってるわけですから、こういうのを出すときは資料としてですね、議運のときはここにちょっとは書いてるんですが、これだけじゃ分かりにくいんで、きちっとやっぱりね、本会議のときにはこれより詳しい内容をですね、そちらが分かってる範囲でペーパーとして出していただければね、議論もしやすいですし、お願ひしたいんです。これは今後のことも含めてお願ひしたい。

今回のことは、あしたでもいいですけども、ちょっとペーパーで各議員に配っていただけますか。その点、まずどうですか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

国の制度になりますけど、趣旨とか対象者、またスケジュール等につきまして、ペーパーのほうで提出させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長

山口議員。

○ 7 番

それからですね、それはペーパーで配っていただいて、先ほど窪議員からもありましたけども、4月28日に国が新たに臨時交付金を自治体ごとに出す交付限度額を発表したということで、3年補正と、それから4年度の予備費を国は使うということになってるわけですが、合わせて平群町は7,667万円。これの使い方には、先ほどちょっと答弁ありましたけども、私ね、燃料ということ言えば、平群町の農家、菊にしてもイチゴにしてもブドウにしてもですね、ハウスでやる場合に重油をたいたりされますよね。それが相当高騰してると。先週、町内のガソリンスタンドが153円、レギュラーだったのがですね、159円に、それまで153円で長かったんですが、ぴゅっと6円上がったりしてるわけです。国も、補助金、元売りに出してやってますけども、高止まりでずっと来てるというのがあるんでね、ちょっと今年度の1月、冬に遡ってね、その前の年とどれぐらい上がってるか。その分についてですね、ちょっと調べていただいて、全部補助できるかどうか分かりませんが、この7,667万円の一部をやっぱり活用してね、そこらには補助金として出す必要あるんじゃないかなというふうに思うんです。これはもちろんこれから検討することなんで、ぜひやっていただきたいと思います。

低所得者に対しては、子どもたちにはこういうの出てますけれども、その辺も含んで、これまで何回もやってるんで、その中で、要するに平群町の中で、お金をようけ持つてる人はええんですけど、要するに生活困ってる中で支援できていない層がないかどうかというのもちょっとね、前から言ってるように、アンケートを取る必要もないですけども、ちょっと庁内で議論もしていただいて、それを見てつくっていただきたいと。

先ほど、7月の29日までに国のほうは言ってるということで、いずれにしても、次の9月議会で議決というわけにいかんから、当然補正出すわけですよ。そしたら、7月頃に臨時議会を開くつもりなのか、どうなのか。もちろん、事前に議会に説明はあるんでしょうけども、補正予算としてはどうなるのか、その辺をちょっと答えていただけますか。

それと、先ほどの農家に対する支援、それは検討の余地があるのかどうか、その点も。

○ 議長

総務部長。

○ 総務部長

ただいまの御質問の農家のほうで重油が高騰してると、それにつきましても、

また一応検討材料にしてるところでございます。

あと、今度の補正予算の時期ですね、7月中旬までに補正予算確定ということになってますので、それまでに、議会が終われば、速やかに全協開かさせていただいて、その上で臨時議会を開く方向で、今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

分かりました。補正はそれでええんですけど、最初の挨拶で町長のほうから、昨年度の決算、5月31日の出納閉鎖を受けてですね、一般会計で実質単年度収支が5億9,400万とおっしゃいました。5億9,400万ですよ。この中身ね、説明していただけますか。中身っておかしいけど、5億9,400万も金余っちゃったのということなんですけど、聞いてみんな驚いてると思うんですが、そんな金余っちゃったのと思うんで、ちょっと中身説明してください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、決算の速報値について御報告させていただきたいと思います。

まず今回、5億9,400万という形で実質単年度収支が結果出たわけですが、やはり歳入では交付税の増額、追加交付があったり、そしてまた、地方消費税交付金の増額、そしてまた、第三セクター債の公債費の減など、そしてまた新型コロナウイルス関連事業に伴っての国庫補助金が大幅に増額になったということがまず歳入の要因かなと考えております。

そして、歳出につきましては、不用額が今現在、約7億3,000万ありまして、こちらにつきましても、特に不用額につきましては、金額の多少では判断できない部分もあるんですけども、国庫補助とか起債とか財源があるため、一般財源の不用額が多いとは限らない部分がありますので、そういった形で、細かな分析は、今後決算統計で分析していきますので、図っていきたいと考えております。

そして、今回の5億9,400万の内訳につきましては、財政調整基金の積立てということで、今回、コロナワクチンの関係で、翌年度に返還する分ですね、その分の1億1,200万を今年度に返還するために積立てしてる部分。そしてあと、公債費の繰上償還が2億8,900万をしておりますので、そう

いったことによって実質単年度収支も増額になっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

ワクチンで1億1,200万、これちょっとよう分かんぬのやけど、何でそんなに余分にもらってるのかというのがね。ワクチン、これまで3回やって、今年度4回目になりますけど、昨年度はだから、3回とも、昨年度としては2回やね。昨年度からもう3回とも昨年度でしたか。ちょっとそれですけど、1億1,200万も金を返さなあかんというのは、何でそんなたくさんもらってたのか。その点、ちょっと説明していただけますか。

それと同時に、実際、繰上償還で2億8,900万ほど返してますから、当然これ、実質単年度収支の収入、黒字の中に入ってしまったから、それも引いて1億1,200万、ワクチン返すと。これだけでちょうど4億となるわけですよ。だから、5億9,400万の実質単年度収支はあるけれども、そこから4億引くから、1億九千四、五百万が要するに昨年度としては、簡単に言えばキャッシュで残ったということですよ。それであれば、じゃあ年度末、財政調整基金と合わせて幾ら金が残ってるのか、その点どうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ワクチンの接種の分の1億1,200万円というところでございます。これは、国庫補助金の返還金なんですけど、現年度で精算できないということで担当課から聞いております。ほんで、来年度に返還ということでなってます。必要以上に補助金をもらい過ぎてたということにはなるんですけど、なぜかというのはちょっとここでは今分からないんですけど。

以上でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、基金と、今現在の余剰金ということでございますが、先ほど議員お述べのとおり、その5億9,400万の中には、そういった形になりますので、1億9,300万が実質の単年度収支であったかなというふうに考えております。

それと、基金が、現在、令和3年度末では4億6,500万ということでございますけれども、その中に1億1,200万ございますので、約3億5,300万ということで、193と353で、約5億弱が現金として剰余金として残ってるというふうに考えております。

○議長

山口議員。

○7番

いやいや、その1億円もね、だってワクチンってどんだけするのかちょっと分かんないですけど、何でそんなようけ事前に金もらってんのかなというのが理解できないから、返すために基金にしたという、それはそれでええんですけど、それ分からねん。何でそんなようけ、国金くれんのかというふうにちょっと思ったんです。金利が高けりゃね、余計もらっておけば金利もついてええかも分からんけど、そこはちょっと気になるんで、教えていただきたい。

ほんでね、今剰余金、じゃあ幾らかというふうに僕も計算してみるとですね、今の課長の答弁とはちょっと違うんやけど、結局、実質収支プラス基金を足した金額が基本的に残ってる金なんですよね。そっから1億1,200万返さなあかんのを引いたらええわけや、結局。そしたら、5億4,300万ぐらいになるんですよね。あんまり数字的には変わらへんと思う。5億足らずと言ったから、5億4,300万になると思うんです。

この金額ってね、ちょっとさっき、ほかの議案のときも言いましたけど、この十何年で一番たまったのが6億ちょっとなんですよ。これは5億4,300万ですけども、もちろん、借金返し、3億近くありますから、本当なら、それも入れりゃ8億超える金になってたということですから、私は今後また議論したらええと思いますけど、財政的には非常に平群町ね、大変やって、町長は盛んに起債残高がようけあるということをおっしゃるんですけど、これはどっちにしたって返していくべきもんやから毎年返していきます。それと、いつも言ってるように、11億の公債費だったら毎年大変ですけども、10億切ってくれば、そんなにね、平群町の財政、予算組むのにいつも四苦八苦して、いつも未確定財源が出るというようなことにはならない、今年度そうでした。だから、その辺も考えてバランスよくというのをさっきも言ったわけでね、その辺はちょっとね、今後、財政当局のほうではいろいろ考えていただきたいというふうに思うんです。

それと同時にね、これちょっと、一般会計やのにあれやけど、財政全体で、特別会計も含めて、全部実質収支は黒字だというふうにおっしゃいましたけども、基本的に単年度収支で言えば、介護保険は赤字になってるんですよね。こ

これは、もちろん3年間で3億円、基金を取り崩すということになってますから、黒字になったほうがおかしいわけで、赤字が普通なんですけどもね。ただ、さっきの金額、ちょっとよく分からなかったんで、ちょっと申し訳ないですけど、ちょうど担当課もいてるんで、介護保険の実質単年度収支は幾らの赤字やったんですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

令和3年度の介護保険特別会計の実質単年度収支についてお答えします。

約で言いましたらマイナス2,000万円、金額で言いましたら、マイナスの1,956万2,581円を予定しております。

○議長

山口議員。

○7番

ということは、ここにね、これね、資料入れてもらってる基金の状況。ほんで、介護保険の場合、3,374万1,000円取崩しとなっているんですよ。ということは、これ、今年度の償還も入れて、この取崩しと、そういうことですか。それでよろしいですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

今年度の償還というのは、令和4年度、いわゆる3年度の決算に基づいて追加交付とか償還の分ですか、それは含んでおらないです。含んでいないです。

○議長

山口議員。

○7番

それやったら赤字が3,374万1,000円になるのと違うの。取崩してんねんから。何で取り崩した。だって、実質収支ゼロでしょう。実質収支ゼロということは、基金を放り込まんよ、当然。ほんで、平群町の介護保険、ちょっとおかしい会計するから、いつも言うけど。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

積立金の分につきましてはね、今山口議員、3年度の分の、いわゆる令和4年9月の際に追加交付とか償還の分については含んでないと言ったんですけど、

それまでの分につきまして含んでおるんで、それが今の数字になってます。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。長良議員。

○2 番

給付金のことばかりの質問だったんですが、僕はちょっとがらっと変えて教育の、この145万円についてお伺いします。

自宅学習ができるようにということで導入される。これ、何で6月の補正に上がることになったのか、教えてください。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

今回、6月補正で計上させていただきましたということなんですけども、まだコロナの状況が非常に不安定な状況で、いつ学校の学級閉鎖ということが実施される可能性もあります。また、平群町におきましては、ICT教育を前面に打ち出して、子どもたちの学びのためにできることをやってきました。今後、また夏休み等の長期休暇もありますので、子どもたちがやはり家庭や学校で自主的に学べる環境を整えていきたいということで、そういった対応も含めまして、今回の補正に計上させていただいた次第でございます。

○議 長

長良議員。

○2 番

本当にありがとうございます。平群町にお住まいの子どもたち、一生懸命GIGAスクール構想、ICT教育の中でね、ずーっとタブレットを持って、時代の流れに沿ってやっていく。これ、毎年の予算計上に本来すべき趣旨だったと、僕はそう思います。それやったら、3月の議会でやはり上程すべき。毎年、これからずーっと丁寧に予算づけしてやる、教育費の中の充当、絶対予算やと僕は思うんですけども、そこら辺は、やはり今後、ちゃんとしていただくようお願いいたします。

そして、その中でね、自宅学習ができるようにという文言なんですけれども、僕ね、こんなこと議場で言うと怒られるかもわからないんですけども、先週にうちの我が息子が中間テストが終わって学校から帰ってきた。「タブレットもろうたか」と聞いたら、「まだもらってない」。新しい平群中学校に行って、中間テストが終わってるのにもかかわらず、タブレットをまだ配付してもらってない。今、答弁に、夏休みもある、春休みもある、当然冬休み、休暇の中、いろ

んな事例を子どもたちに教育委員会として発送していかなあかん。そのために、みんなタブレットを持って、1人1台端末を持って学習さす、平群町にとって本当にありがたいシステムやと。いつでも家でも飛んでくる、この状態を、せっかく145万もつけて、小学生も中学生も、ちゃんと布陣を組んでる、教育委員会、ようやくしてくれてるなど。でも、残念ながら、現場はまだタブレットもらってない。僕は何でそんなことを言いたいかというと、中学3年生の子たちが卒業するに当たって、タブレットを置いてね、次の世代の人たちに託して、リセットして次にもらう準備、必要やと思う。それをリセットして次に渡す。

小学校6年生の子は、まだ平群の中学校にお預かりする子もいれば、違う学校へ進んでしまう子もいると思う。でも、小学6年生の大部分の子どもたちは、平群中学校でまたお預かりするわけです。小学校6年生の子たちのタブレットを置いて、また中学校へ行って、新しい年度が替わって与えていただくまでにこの時期になる。この時期、中間テストが終わって、まだ充実して自分でタブレット活動ができてない。それはちょっと教育現場はなんて言うたら怒られへん程度の厳しい言い方かも知れないんですけども、それは子どもたちに優しさが全くなさ過ぎる。大人のすべきことじゃないと思う。

新しい門出を迎えるに当たって、教育現場に、申し訳ないですけども、厳しい姿勢で、やはり4月1日から、あなたは中学生ですよと言われてる子どもたちに、大人の責任の名の下でちゃんと渡してあげる準備をしてやるべきやと、僕はそう思います。できることならば、小学6年生からそのまま持ち上がりで、その子に、あなたが責任を持って預かる学校の教材ですよという意味で持たしてやれないかなと、僕はそう思います。ただ、小学1年生の子にね、ぐるっと回ってきて、平群町で預かってるそのタブレットを渡すにはちょっと時間がかかるんやと。まだ、小学1年生や低学年の子らに、やはり落ち着いて使わすためには、万全を期すまでに時間がかかるんやというのは分かるけれども、小学6年生から中学校1年生に変わるところは、やはり、我々の独自の考え方で渡していてもいいと思う。それは、うちの平群町でお金を出してちゃんとしてるんですから。そこら辺をちゃんとお答えできますか、お願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

タブレットの配付、活用のことについての御質問でございます。

保護者の方々よりも、中学校でのICT教育の取組状況が、非常に小学校の取組状況と温度差があるというようなお声も多々頂いております。ただ、今議員のほう、おっしゃっていただいたように、小学校から中学校への持ち上がり

に関しましては、一旦タブレットを、先ほどもおっしゃっていただいたように、卒業生のタブレットをリセットをして配付し直すという作業を年度替わりにかけてやります。4月始まりまして、なかなかすぐに配付ができるという、台数の数も多いのと、新しいアカウント等の設定等もありますので、そちらのほうについては、先生方、決して遅れてるわけではないんですけれども、活用のタイミングを見計らいながら、万全の体制で活用できる体制を準備しながらということで進めているところでございます。

ただ、実感として配付や活用が遅れてるということについては保護者の方からも御指摘ございましたし、先月にも、各学校のエバンジェリストというICT教育の指導者の教員を集めまして、タブレットの活用状況であるとか持ち帰りについてもどんどん推奨するよという事で指導も行って、今実際に取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

○議 長

長良議員。

○2 番

質問の主体が長いと怒られましたけども、通年通じてね、これから子どもに預かってもらうタブレットですから、やはり、こうやって予算づけしている上、しっかり責任持ってしてあげてください。どうぞよろしくお願いします。

僕の質問は以上です。

○議 長

森田議員。

○8 番

今のソフトの問題、ソフト使用料のことですけども、これは、ソフトを買い取るんですか、それともリースなんですか。リースの場合は何年なんですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

予算計上としましてはソフト使用料ということなんですけども、単年単位のソフトのライセンスをお借りをするということになっておりまして、単年単年の予算で計上していくという形でございます。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ちょっと分からないんですけど、ソフトを買い取るということですか。使用料ということであれば、通例であればですね、数年単位とかいうことになるかと思うんですけども、そうじゃないんですか。これは、単年度の使用で、来年度はまたキャンセル、使わない場合はお金は払わなくていいということですか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

単年単年にしてるといってございまして、ソフトの使用料、年度単位のライセンス料の契約ということになっておりまして、教育委員会としましては、予算が許す範囲で来年度以降も計上したいというふうに思っておりますが、万が一、活用ができない、継続できないということもありますので、まずは今年度の部分について計上させていただいてるところでございまして。

○ 議 長

森田議員。

○ 8 番

課長ね、分かりにくいんですけども、要するに、来年度は使わなければ、この費用は発生しないということではないんでしょうか。普通、ソフトの場合はですね、5年とか3年とかですね、契約しないといけないというふうな通例なんですけども、その辺はどう、要するに断られるんですよね、来年使わなければ、要らないということであれば。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

事業者とも折衝する中で、基本は単年単位の契約ということなんです。例えば、複数年使わなければならないという契約方式ではございませんので、単年単年の契約が可能だということで、今回、単年度分の予算計上させていただいております。

○ 議 長

ほか、質疑ございませんか。植田議員。

○ 6 番

先ほど、長良議員のほうからも質問あった件で確認したいんですけども、現時点でまだタブレットが子どもたちに渡っていない学年があると、そういう認識でよろしいですか。一応貸与になってますから、卒業するときには一旦返す形になりますよね。それを中身をリセットして、次の新しく入ってきた子ども

たちに渡す形になってるというふうに、私は話を聞いてて思ったんですけども。ということは、中学校でまだそれが渡っていない学年があると、そういう認識でいいのかというのが一つね、それを聞きたいんです。

これはちょっと、地域を回ってる中でお聞きしたんですけども、課長のほうから先ほどありましたように、中学校でのオンライン授業というのがなかなかできてないというふうなことも聞いてるんです。タブレットが来てなかったらそれはできないでしょうし、ほんでもう4月から新しい学年になってるのに、まだ現時点で子どもたちに渡っていないというのは、この時期にコロナ流行ってオンライン授業をせいとやってやったかて、物がなきゃできないという問題も出てきますし、そこら辺ね、今後のことも含めて、それがもう、ちゃんと4月の段階では新しいものがちゃんと子どもたちに渡るとというのがやっぱり基本やと思うんです、やるのであれば。それができていないというのはどういうことなのかとちょっと聞いてて思ったんで、その辺のところ、もう少し御答弁願えますか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

少し答弁漏れがあったかと思いますが、すみません。

中学校につきましては、先月の中頃、先ほど申しましたエバンジェリストの会議を行いまして、5月の中頃には配付をできてるということで確認をしております。再度学校のほうに確認をいたしますが、配付はできているということで理解しております。

また、タブレットがなくても、例えば御自宅のほうにパソコンの環境がございましたら、いわゆるe-netのアカウントをお渡ししてますので、例えば御自宅のパソコン等でもそういった接続は可能ですが、基本はタブレットを使っていただいて、家庭でも学習ができるようにということの趣旨は変わりませんので、現在はそういう状況でございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

5月中旬には全ての子どもたちに新たなタブレットがきちっと配付をされるということなんですけども、5月中旬でも遅いのかなと思いますね、やっぱり。4月入ってすぐぐらいにはそういう環境をきちっとやっぱり整えてあげるべきだというふうに思います。

小学校、これ1年生が持つ場合ね、小学校の場合は1年から6年まで同じタ

タブレットを持ってもらうという形になるんですよね。そのことが1点と、それとこれ、小学校のお母さんからちょっとお聞きしたんですが、毎日タブレットをランドセルの中へ入れて学校行ってまた持って帰ると。これから、もう少し暑くなってきたら、水筒はかけなあかんわ、そこに教科書も持って帰らなあかん、タブレットも毎日持ち帰りしなあかんって、相当やっぱり子どもたちに負荷がかかってるといふふうなお声も聞くんですけれども、ここら辺、何とか改善できる方法ってないのかなというふうに思うんです。

今、小学校のほう、多分、コロナの関係で、ウォータークーラーもまだ使えない、禁止になってんのかな、それはオーケーになっているの。だけど、結構子どもたち、二つぐらい水筒抱えて、夏場行きやるからね。菊美台とかやったら往復の距離結構ありますので、もうちょっと何とかならんのかなというふうな、ちょっと声なんかも聞いたりするんですけれども、そこら辺はどのように考えておられますか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、1点目の御質問で、小学校の場合ですが、小学校1年生でお渡ししまして、クラスは変わると当然持ち上がりということなんですけれども、お渡ししたタブレットを6年生まで使っていただくと。中学校に進学をすると、その時点で切替えということになります。まず1点です。

冷水機、ウォータークーラーの件なんですけど、コロナ禍ということもありまして、今は直飲みというのは基本的には禁止をしております。ただ、水筒のほうにお水を入れていただいて、教室や、その場所以外で飲んでいただくことについては、熱中症対策や、適切な水分補給をしていただくために、そこは使っていただくような形でしております。先般、水質検査もしておりますので、そのような状況でございます。

荷物が重いということについては、先般、会議の中でも意見が出されておりました、先ほど議員のほうがおっしゃっていただいたように、小学生の子どもさんですと、かなり荷物が重いということです。確かに、荷物が重いということは我々も危惧をしてるところですが、平群町の場合は、できるだけ子どもたちに負荷がかからないように、iPadというできるだけ軽量のものを採用したものでございますが、やはり文房具の一つということで、持ち帰りが非常に大変だというお声も保護者のほうから出てるということは聞いておりますので、例えば、学校のほうで置き勉強ということで、教科書を学校に置いておくという形も可能ですので、ちょっと学校のほうともそういった、子どもたちの荷物が

重いということについて、また意見を深めながら、こういった対策ができるか、協議もしていきたいなというふうに思います。

○議長

ほか。窪議員。

○10番

それに関連なんです、中学生は、このタブレットは持ち帰りはできているんでしょうか。昨年から今年にかけて、中学生の保護者から、子どもさんがタブレットを持って帰ってきたことがないというふうに聞いてるんですが、それはもう改善されたのでしょうか。その点まず1点お尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

中学校につきましても、タブレットの持ち帰りを推奨するように、学校のほうには指導しているというところです。ただ、学校としましても、授業の中身が専科ということもありまして、ちょっと活用の方法であるとか、使い方のルールということについて、学校のほうでも一定協議があるというふうに聞いておりますので、できるだけ、子どもたちが家庭でも活用できるように進めてまいりたいというふうに思います。

○議長

窪議員。

○10番

ここで言いたくなかったんですけども、本当に最初、冒頭課長が、小学校と中学校の温度差があるとおっしゃいましたが、やはりコロナ禍の中で、国が全ての子どもたちにタブレットを配付してくださって大分何年もたつんですが、先生方も、突然タブレットに対しての御指導とか、本当に御苦労してくださっているのは分かるんですけども、ちょっと平群町、中学生のオンライン学習については、少し遅れているのかなというふうに、私も現実見れませんので分からないんですけども、そのために、先ほど指導員が入られて、中学校でも先生の研修をされていると思うんですけども、やはり、できるだけ早急に、やはり中学校でもこのタブレットを、また今後、コロナ禍で、オンラインで家庭学習しないといけないときに全く使えないようでは、これはいかがなものかと思えますので、そこは教育委員会としてもしっかりと中学校の皆さんに、御苦労されてるのはよく分かりますけれども、しっかりと御指導いただきたいと思いますが、その点、再度御確認させていただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御指摘ありがとうございます。決して、議員のほう、おっしゃっていただいたように、学校のほう、いろんなことを、そういう工夫をしながらやってるんですが、やはり保護者に目に見える形で子どもたちが学んでる姿を実感していただきたいということもありますし、やはり子どもたちがしっかり学んでいただくということも踏まえまして、学校ともよく協議しながら進めてまいりたいと思います。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第37号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第8 同意第2号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
を議題とします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第2号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員 片井輝夫は、令和4年7月23日をもって、任期満了するから引き続き下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年6月7日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘6丁目8番20号

氏 名 片 井 輝 夫

生年月日 昭和24年3月17日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありましたように、同意第2号の公平委員会委員の選任に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、公平委員は、地方公務員法第9条の2に明記されているとおり、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する者となっております。

片井輝夫氏は、令和2年12月より町公平委員として御活躍を頂いております。今回、任期満了を迎えるに当たりまして、これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き公平委員としての御活躍をいただきたいと考えておりますので、御同意いただきますようお願いいたしまして、提案の理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第2号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 0時00分)